

明石市

ホーム > 暮らし・コミュニティ > コミュニティ・協働・市民活動 > 協働とは

ツイート

いいね! 0

LINEで送る

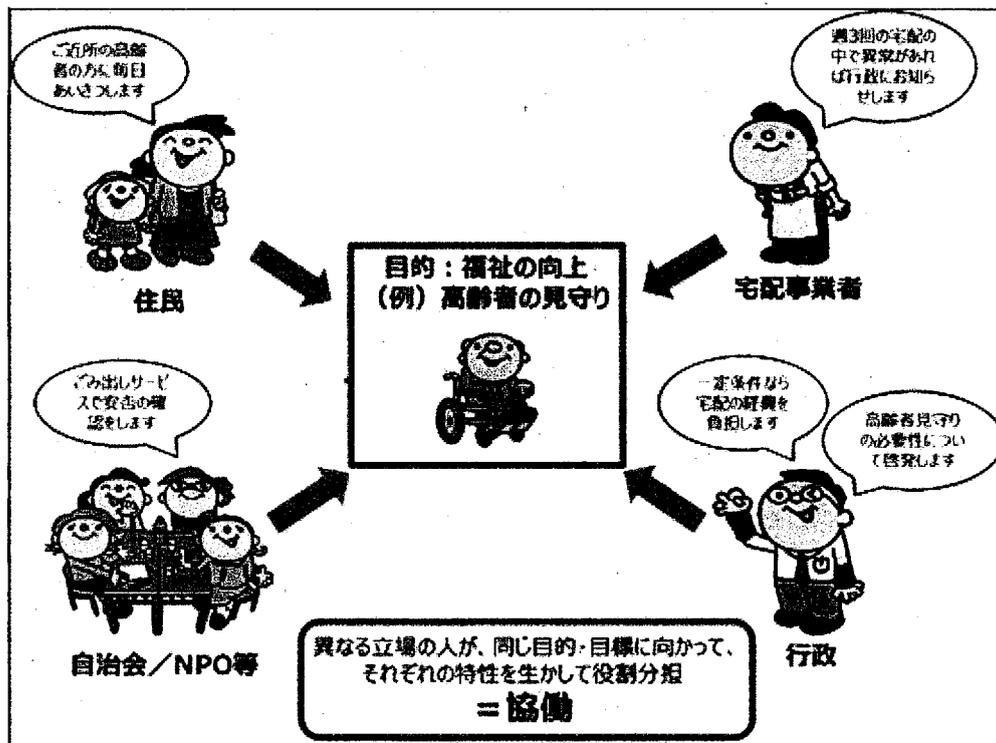
更新日: 2015年6月10日

市民協働について

協働とは？

協働とは、立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むことをいいます。

「高齢者の見守り」を例に、協働とはどのようなものかを考えてみました。



		立場	活動	目的
共同	複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件・費格でかわたりすること	同じ	同じ	同じ
協同	複数の人または団体が、力を合わせて物事を行うこと	異なる	同じ	同じ
協働	同じ目的のために、異なる立場のものが協力して共に働くこと	異なる	異なる	同じ

なぜ協働が必要なの？

協働によるまちづくり

市の羅針盤である「第4次総合計画」には、「まちづくりの理念」の一つとして「協働のまちづくり」をあげています。これに関連して、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」では、「協働によるまちづくり」の解説を行っています。ここでは、「今、なぜ協働が必要か」「協働によるまちづくり」について、その概要をご紹介します。

今、なぜ協働が必要か

協働とは

「協働」とはそれぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調することです。

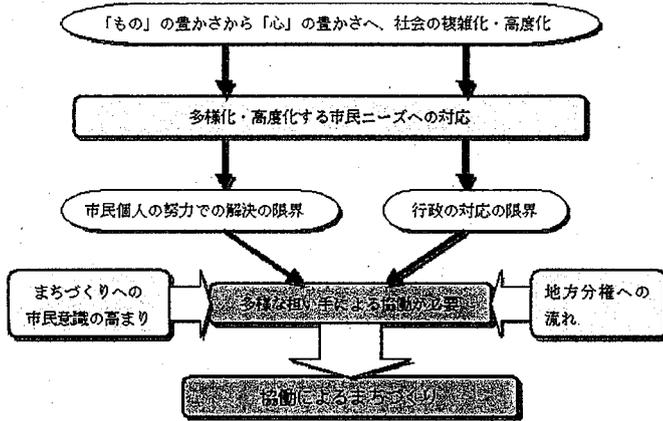
今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていくとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。



協働によるまちづくり

協働によるまちづくり

今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」(※4参照)という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、多様な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

これからのまちづくりは協働がキーポイント！

黒部市 協働のまちづくり

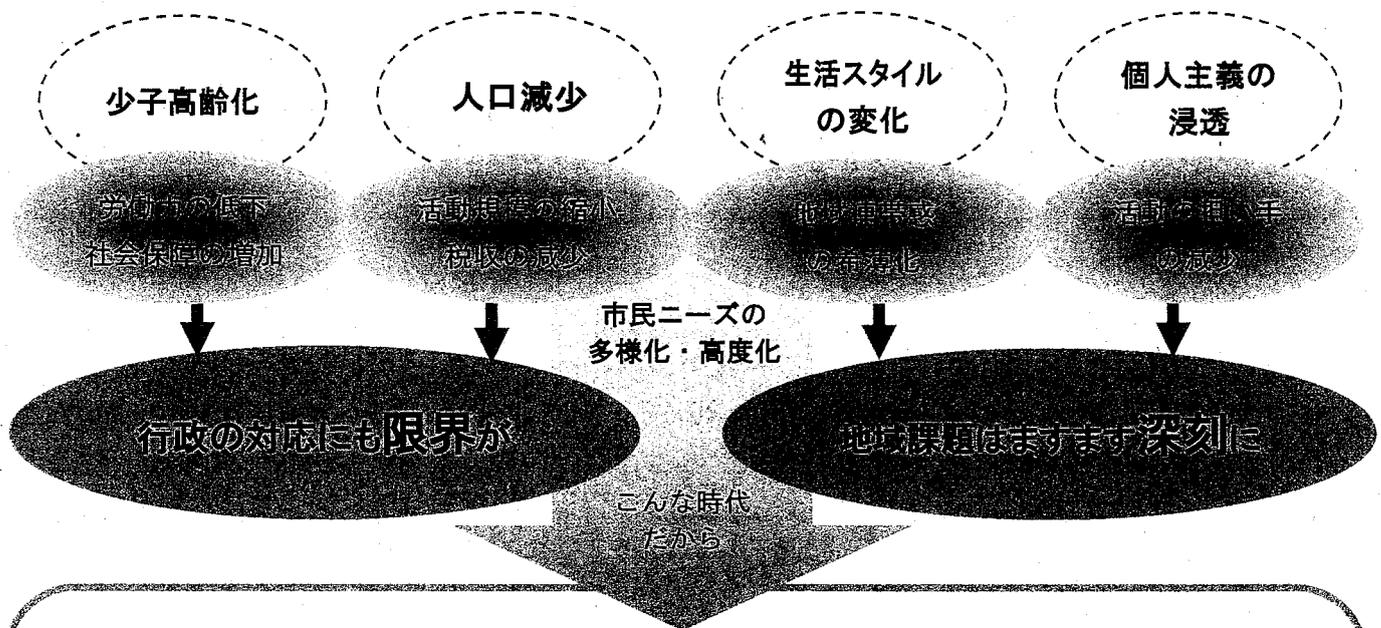
●黒部市は、市民一人ひとりが主役として自主的かつ積極的にまちづくりへ参画することを基本に、第1次黒部市総合振興計画の中で「市民の参画と協働によるまちづくり」を、将来都市像を達成するための基本理念として掲げています。

「協働（きょうどう）」ってなに？

※**市民**と**行政**が**対等なパートナー**として、**役割分担**を明確にし、**共通の目標**に向かって連携、協力することです。

※ここでいう**市民**は、住民だけでなく、町内会やNPOなどの地域活動団体や企業、商店など、黒部市のまちづくりを担うすべての主体をさします。

なぜ今、協働が必要なの？？？



地域の力を集め、互い(市民と行政)の長所や知恵を活かし
協働のまちづくりを進めていくことが大切です！

奈良市協働のQ&A vol.1

協働ってなんだろう？そもそも何をすればいいの？協働についての疑問を、すっきり解決していきましょう！

『協働』って最近よく聞くけど一体どんなものなのかな？

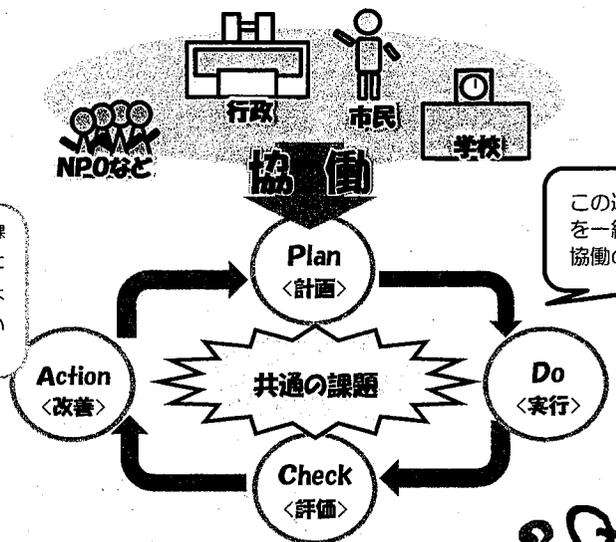
そんな疑問を解決するために、協働に関する疑問に1問1答で答えていくよ！

疑問がいっぱい Q太郎くん きゆうたろう

協働についてならまかせて！ A子ちゃん えーこ

協働って何だろう？

市民、市民公益活動団体、事業者、学校や行政が、同じ立場で、お互いの違いやいいところを認め合いながら、共通の課題の解決のために一緒に取り組むことだよ。企画を立てるところから、実施、評価、改善まで、話し合いながら進めていくんだ。



単独では解決しにくい課題とか、だれかと一緒に取り組んだ方がもっとよくなるような課題はないかな？

豆知識 『協働』と『共同』ってどう違うの？

『共同』が複数の人や団体が同じ目的のために一緒に事を言ったり、同じ条件・資格でかかわったりすることを指すことに比べて、『協働』は、それぞれの主体の「違った性質や能力を尊重し認め合い」共通の課題の解決のために「実際に行動すること」をより強調して使用されているんだよ。

なぜ協働しなければいけないの？

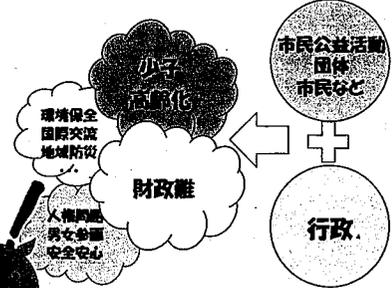
今、急激な経済状況の変化や、少子・高齢社会によって、地域に様々な新しい課題が生まれてきているんだよ。

この課題を解決し、きめ細かな市民サービスを行うためには、市の力だけでは対応しきれなくなってきているんだ。

つまり、より住みよい地域をつくるためには、行政による「団体自治」だけではなく、地域住民自身による「住民自治」を上げていくことが、今後さらに重要になってくるんだね。また、奈良市においても重要な、文化・教育・観光を含む、あらゆる産業分野での国際的な競争力を高めるには、民間の活力が不可欠なんだ。

その一方で、今、行政任せにするのではなく自主的にまちづくりに取り組もうとする市民や公益活動団体などが、徐々に増えてきているんだよ。

そこで、市民や公益活動団体などの斬新な発想や創造力など、市民が持っている力を発揮していただいて、市民と市がともにまちづくりを進めるために、「協働」することが求められているんだ。



なるほど！みんなが持っている力を発揮してもらって、一緒にまちづくりを進めるために、「協働」することが求められているんだね！

これからも、平成24年度に行った「協働のための職員研修」で職員の皆さんから募集した質問をもとに、協働についてどんどん答えていくよ。ぜひ次も読んでみてね！

NEXT Q2 協働の具体的な目標やゴールってあるの？

…協働するっていても、まずは何をめざしてやればいいのかなあ？

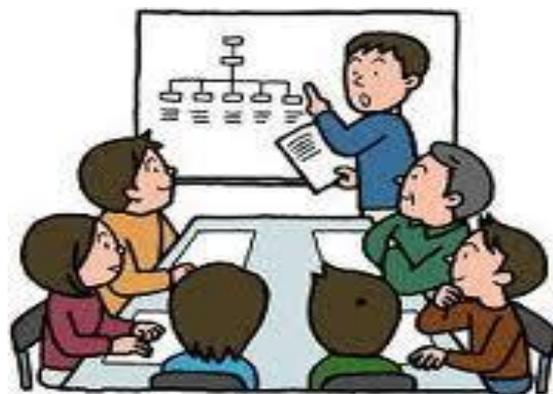
皆さんのナイスアイデア ご提案下さい

☆寒川町みんなの協働事業提案制度 モデル事業(平成28年度実施事業) 相談募集期間

平成28年1月4日(月)～1月29日(金)

日ごろ、皆さんが地域で困っていることや、こうしたらもっと良くなると思っ
ていること、気づいたことなど、公共的な課題の解決に向けた事業を実施してみませんか。
この制度は皆さんからのナイスアイデアによる新たな事業を提案していただき、行
政と皆さんが対等な立場で協働のパートナーとして地域の身近な課題解決に取り組
むための制度です。本制度において採用された提案事業につきましては、町はその取
組に対する「事業協力」の観点から、事業実施に
直接要する経費を補助します。

なお、本制度は、町民活動の活性化のための基
盤醸成事業であり、モデル事業として試行的に導
入するものです。



☆協働とは

「協働」とは、「寒川町自治基本条例」で、「町民と町がお互いに補完し
あい、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること。」と定義してい
ます。協働は、協働すること自体が目的でなく、まちづくりのための手
段として取り組むものです。

1. 協働事業提案制度の内容

町民の皆さんが、日ごろから感じている公共的課題などに対し、町民の皆さんならではの発想を生かして町との協働により効果的な解決をすると共に町民生活の向上に寄与する制度です（テーマは問いません）。

2. 応募について

協働事業を提案することができるものは、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 寒川町町民ボランティア団体等登録制度に登録していること。（登録要件には、町内に活動拠点を有し、原則無償で社会に貢献する活動を行うことなどがあります。）
- (2) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは営利目的の活動を行わないもの
- (4) 暴力団若しくはその構成員の統制下でないもの

3. 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とします。

- (1) 町内で新たに実施される公益的なものであり、地域の身近な課題の解決を目指す事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果が期待できる事業であること。
- (3) 町民や町民活動団体等と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- (4) 予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること
- (5) 他の補助金等の対象でない事業であること。

※前述の内容にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は提案できません。

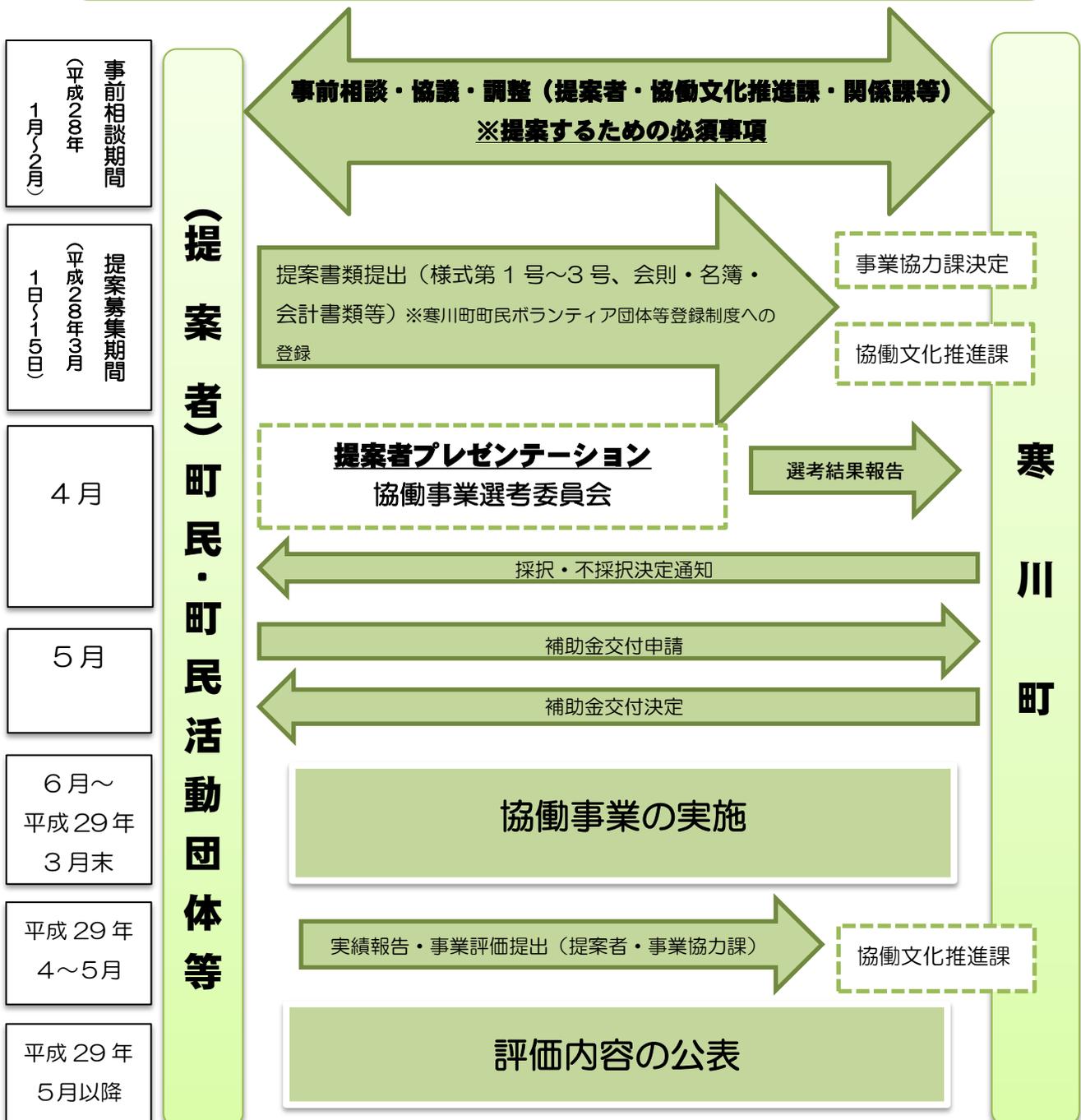
- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教活動や政治活動を助長するおそれのあるもの
- (4) その他協働事業とすることが適切でないと認められるもの
（例：町の事業（施策）への要望、団体の運営や既存事業の支援など）

4. 補助対象経費及び補助金上限額

補助の対象となる経費は、採択された協働事業の実施に直接要する経費ですが、人件費（講師等への報酬、謝礼は除く）、食料品費、その他町長が必要と認めない経費は対象外となります。

補助金上限額は、1事業あたり30万円です。

5. 提案制度の流れ（予定）



＜参考：協働事業の例＞

提案事業＜例＞	事業内容＜例＞	町の役割分担 ＜例＞
安心安全パトロール	地域の安心安全を守るための取り組みを始めるため、必要なもの(例：腕章・懐中電灯・ジャケットなど)の準備をし、安心安全パトロールを実施する。 	事業開始のための物品購入の補助や、必要に応じ、警察など関係機関への案内やアドバイス、活動の周知など事業協力を行う。
道路植栽の維持管理	地域の環境美化の取り組みを始めるため、必要なもの(例：草刈・掃除用具・花の苗など)の準備をし、道路植栽の維持管理や花植えなどを実施する。 	事業実施のための物品購入の補助や、ごみの処分の協力、活動の周知など、事業協力を行う。
外国籍町民との交流	地域のつながりを深める取り組みを始めるため、必要なもの(例：消耗品・PRチラシなど)の準備をし、外国籍の町民の方と交流をもつイベントを実施する。 	事業実施のための物品購入の補助や、場所の確保、広報、関係機関との連絡調整など、事業協力を行う。

6. 応募期間・方法

応募期間：平成28年3月1日(火)～3月15日(火)に、必要書類を協働文化推進課（役場本庁舎2階）へ提出いただきます。

応募は、事前相談期間に相談をしていることが条件となりますのでご注意ください。

必要となる書類は、協働事業企画提案書、実施スケジュール、収支予算書、団体の会則等、会員名簿及び会計書類です。

寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業に関する手続きや、詳しい内容に関しては下記までお問い合わせ下さい。

寒川町 町民部 協働文化推進課

TEL 0467-74-1111 内線222

FAX 0467-74-9141

E-mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.ip

協働事業チェックシート（市民提案型 市民活動団体用）

伊勢原市では、市民活動団体と行政との協働事業の企画・事業化を推進します。
まずは、あなたの市民活動の課題解決にピッタリの制度をチェックしてみてください。

スタート

教育・福祉・環境などで困っていることやあなたの所属する団
体で解決したい課題がありますか？

No

あなたの地域や団
体で、困っている
ことや課題につい
て、もう一度振り
返ってみてください。

Yes

その課題を解決することは、
非営利な活動であり、市民の
公益につながりますか？

No

自分達で
解決！

あなたが所属
する市民活動
団
体で解決！

Yes

解決したい地域課題や社会的課
題は、あなたが所属する市民活
動団
体で解決できますか？

Yes

課題解決のための
活動費用は足りて
いますか？

No

さまざまな助成
制度の活用を検
討してみましょ
う。

市民活動サポートセンター
への相談など

No

市民活動団体と行政が協働で課
題に取り組むことで、より効果
的な事業が実施できますか？

No

課題解決方法の再検討や、市民
協働課へ相談してみましょ
う。

Yes

協働で取り組みたい課題につい
て、行政側から事業テーマの提
案がありますか？

No

「市民提案型協働事業」
に企画提案してみましょ
う。

Yes

「行政提案型協働事業」に企画提案してみましょ
う。

